

令和6年度 栗島浦村の給与・定員管理等について

1 総括通常

(1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
人 312	千円 1,431,901	千円 348,008	千円 252,509	% 17.6	% 16.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数	給与費			
A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
人 21	千円 64,600	千円 20,689	千円 22,618	千円 107,907

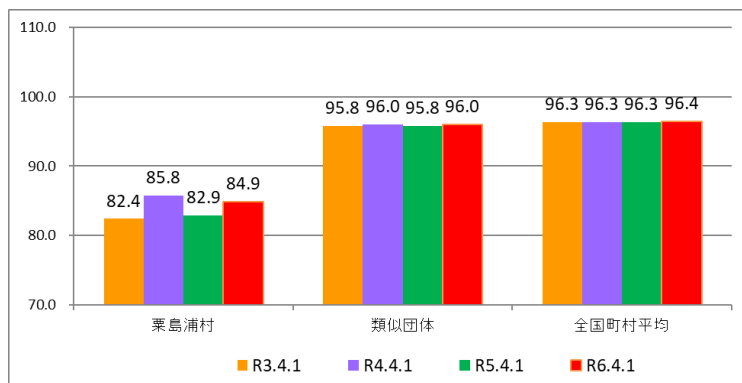
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,138	千円 5,514

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)

1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後のラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※地域手当補正後のラスパイレス指数は、地域手当の支給がないため同数値です

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給料表の改定により職務級の低い職員の給与変動が大きかったため。

(4) 給与制度の総合的見直し実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引上げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 ・ 未実施]

（給料表の改定実施時期） 令和６年４月１日

（実施内容） 一般行政職の給料表について、国に準じて改正。

② 地域手当の見直し

栗島浦村においては、国の基準で非支給地であるため、地域手当は支給していません。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。

管理職手当について、平成１９年４月１日から実施していた１０％減額措置を終了しました。

（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

（単位：歳、円）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
粟島浦村	40.4	252,500	292,193	265,017
新潟県	44.2	332,538	412,564	364,814
国	42.1	323,823	—	405,378
類似団体	41.0	299,781	343,406	328,800

② 技能労務職

該当なし

③ 医療職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
医療職	37.9	309,100	332,300	338,700
国	48.1	325,124	—	365,921
類似団体	43.8	304,619	350,474	322,199

③ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福祉職	39.4	279,500	325,700	335,400
国	44.1	337,496	—	386,299
類似団体	40.1	277,103	312,979	294,709

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

3 「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

（単位：円）

区 分		栗島浦村	新潟県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200	202,400	196,200
	高 校 卒	166,600	170,900	166,600
技能労務職	高 校 卒	164,000	169,000	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）（単位：円）

経験年数 区分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
一般行政職	大 学 卒	249,600	277,800	314,800	—	324,000	—
	高 校 卒	—	277,800	—	249,400	—	348,000
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「—」は、該当者なしです。

2 当該経験年数ごとの該当者が3人以下のため、近似値データとなっています。

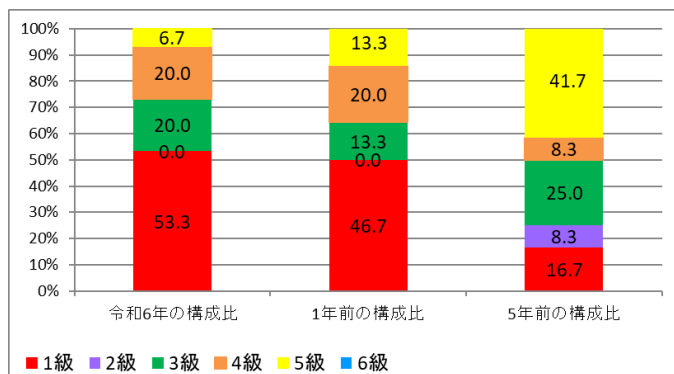
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）（単位：人、%、円）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長の職務で特に困難な業務又は特に高度な知識経験を必要とする職務	0	0.0	323,100	411,300
5級	課長の職務	1	6.7	295,400	394,000
4級	係長の職務	3	20.0	271,600	382,000
3級	(1)主任の職務 (2)主任栄養士の職務	3	20.0	240,900	351,000
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、栄養士の職務	0	0.0	208,000	305,200
1級	(1)主事の職務 (2)主事栄養士の職務	8	53.3	162,100	249,400

（注）1 栗島浦村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

栗島浦	新潟県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,131千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,628千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.35)月分 (1.00)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.35)月分 (1.00)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

栗島浦村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり 平均支給額 162千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	村税及び国民健康保険税の滞納処分従事職員	村税及び国民健康保険税の滞納処分業務	なし	日額500円
感染症防疫手当	防疫、消毒作業従事職員	防疫、消毒作業等	なし	日額500円
遺体取扱手当	作業従事職員 (年度途中で変更)	遺体の取扱い作業	なし	1件当たり 2,000円
急患対応業務手当	救急携帯電話業務に従事した職員	救急患者の対応業務	110,000	平日200円 休日500円

(4) 時間外勤務手当

令和5年度決算	支給実績	10,517千円
	職員1人当たり平均支給年額	526千円
令和4年度決算	支給実績	4,524千円
	職員1人当たり平均支給年額	226千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国	国の制度と異なる内容	令和5年度決算	
				支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	・扶養親族のある職員 配偶者6,500、子10,000円 父母等6,500円 15歳以上22歳以下加算1人5,000円	同	—	千円 1,044	円 20,8800
住居手当	・借家・借間 月額12,000円を超える家賃を払っている場合、家賃に応じて 最高27,000円	異	国は最高 28,000円	千円 754	円 75,400
通勤手当	・電車、バス利用者 55,000円 ・自動車等(交通用具)利用者 2,000～24,500円	同	—	千円 289	円 57,800
管理職手当	・課長、事務局長 30,000円	異	国は役職に応じて最高 139,300	千円 1,440	円 360,000
宿日直手当	・宿日直勤務に従事した職員 1回 4,200円	異	国は4,400円	千円 42	円 42,000
管理職特別勤務手当	・管理職手当受給職員が臨時または緊急の用務により週休日、休日に勤務した場合 1回10,000円	異	国は役職に応じて最高 18,000円	千円 10	円 10,000

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額	等
給 料	村 長	615,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副村長	540,000円	926,000円	/	528,000円
	教育長	520,000円	732,000円	/	481,000円
			(資料なし)		
報 酬	議 長	203,000円	400,000円	/	203,000 円
	副議長	130,000円	314,000円	/	130,000 円
	議 員	109,000円	290,000円	/	109,000 円
期 末 手 当	村 長 副村長 教育長 議 長 副議長 議 員	(本年度支給割合) 6月期 1.65月分 12月期 1.75月分 3.45月分			
退 職 手 当	村 長 副村長 教育長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 65.0万円×在職月数×44% 13,728,000円 任期毎 53.6万円×在職月数×26% 6,689,280円 任期毎 49.5万円×在職月数×20% 3,564,000円 任期毎			

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。（※教育長は3年＝36月で算出しています）

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

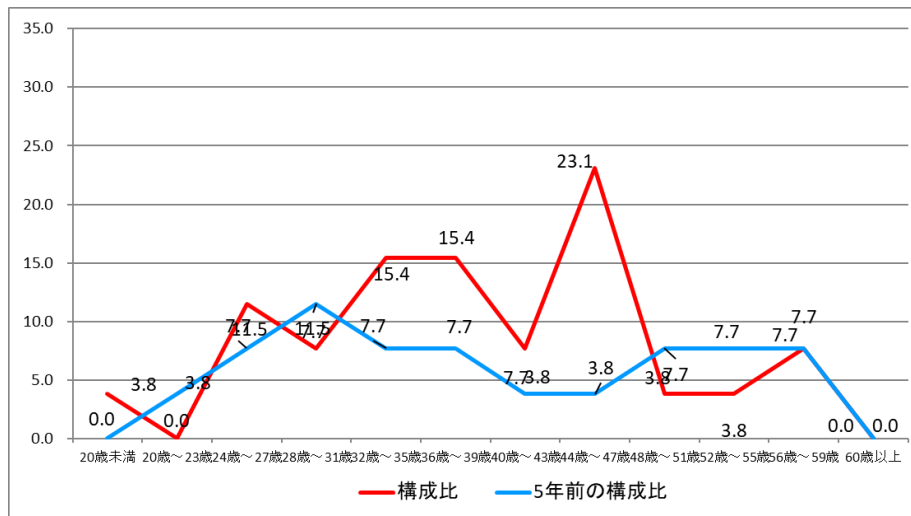
(各年４月１日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	0	0	4 1 △ 1	欠 員 補 充 に よ る 増 欠 員 補 充 に よ る 増 担 当 兼 務 に よ る 減
		総 務	6	10		
		税 務	0	1		
		民 生	4	4		
		衛 生	4	4		
		農 林 水 産	1	1		
	商 工	2	1			
	土 木	1	1			
	計	18	22	4	< 参 考 > 人 口 1万 人 当 た り 職 員 数 681.11 (類 似 団 体 の 人 口 1万 人 当 た り 職 員 数 204.97)	
	教 育 部 門	2	3	1	そ の 他 増	
	小 計	20	25	5	< 参 考 > 人 口 1万 人 当 た り 職 員 数 773.99 (類 似 団 体 の 人 口 1万 人 当 た り 職 員 数 241.46)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院		0	0		
	水 道		1	1		
	下 水 道		0	0		
	そ の 他		0	0		
	小 計		1	1		
合 計			21 [31]	26 [31]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(%)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
元 年 度	人 0	人 1	人 2	人 3	人 2	人 2	人 1	人 1	人 2	人 2	人 2	人 0	人 18
6 年 度	1	0	3	2	4	4	2	6	1	1	2	0	26

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部 門 別	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過 去 5 年 間 の 増 減 数
一 般 行 政	16	15	17	19	18	22	6
教 育	1	1	1	1	2	3	2
公 営 企 業 等 会 計 計	1	1	1	1	1	1	
総 合 計	18	17	19	21	21	26	8

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。